

## 市危機管理体制の強化について

### 1 趣旨

本市では、不特定多数の市民の生命、身体又は財産に直接重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事象（以下「危機事象」という。）に対し、的確かつ迅速に対処するため、「名古屋市危機管理計画（以下「危機管理計画」という。）」を策定し、危機事象発生時には危機管理計画に基づく対応を実施しているところである。

しかしながら、現行の危機管理計画は、平成 15 年の策定から 20 年余が経過しており、令和 8 年度の第 20 回アジア競技大会・第 5 回アジアパラ競技大会の開催等を見据えた市危機管理体制の強化が急務となっているとともに、多種多様な危機事象が頻発するなか、初動対応能力・即応力の向上、危機事象ごとに的確かつ迅速な具体性のある対応能力の確保が必要であり、危機管理計画の抜本的な改定をはじめ各種の取組を進めてまいる所存である。

### 2 体制強化に向けたこれまでの取組

- (1) 危機管理に関する検討調査を実施…………… 別添資料 1 参照
- (2) 危機及び危機事象の定義を整理…………… 別添資料 2 参照
- (3) 想定すべき危機事象の一覧表を策定…………… 別添資料 3 参照

### 3 今後の取組

- (1) 危機管理計画の改定（令和 7 年度）  
危機管理の根幹となる危機管理計画を抜本的に改定する。
- (2) 危機事象対応方針の策定（令和 7 年度以降）  
危機事象に対する初動対応能力・即応力を高めるため、事態の想定、対応部局や体制、対応の方向性等を示した危機事象対応方針について、検討を深め、危機事象ごとに関係部局と協力し、今後順次策定していく。
- (3) 個別危機事象対応マニュアルの作成（令和 4 年度～）  
危機事象に的確かつ迅速に対処するため、具体的な業務の詳細を記載した個別危機事象対応マニュアルを必要に応じて順次作成していく。

4 令和7年度のスケジュール予定

月	内容
6月	危機管理計画改定案初稿提示
7月	計画各局室照会 関係局ヒアリング
8月	計画各局室照会 関係局ヒアリング
9月	危機管理計画改定案二稿提示
10月	計画各局室照会 関係局ヒアリング
11月	計画各局室照会 関係局ヒアリング
12月	各局室照会・関係局ヒアリング等を踏まえた危機管理計画改定案等検討
1月	
2月	
3月	危機管理対策本部会議議題提出・危機管理計画改定案確定

※令和8年4月～6月の間に危機管理計画の施行を予定

## 危機管理に関する検討調査の結果報告及び今後の方向性について

### 1 検討調査の結果報告

#### (1) 他の自治体等における危機管理に関する状況調査

国、県、他の政令指定都市等における危機管理に関する計画の策定状況、計画の体系や対象範囲、危機管理体制の構成状況等に関する調査を実施

- ▶ 他の政令指定都市のうちから、危機管理に関する計画の記載が豊富かつ詳細であり、危機事象への対応の経験を多く有するといった先進的な都市を複数選定
- ▶ 先進的な都市における危機事象ごとの所管業務、危機管理体制、権限等を重点的に調査
- ▶ 危機事象ごとに関係する国、県の関係機関の活動、自治体との連携、根拠法令等を整理

#### (2) 想定すべき危機事象の検討

他の自治体等が想定している危機事象、国内外において過去実際に発生している危機事象となり得る事件・事故、国際的・社会的な情勢等に鑑みて今後起こり得る危機事象等に関する検討を実施

- ▶ 名古屋市の特徴から、危機事象が発生し得る可能性、発生した場合の影響度等を網羅的に検討
- ▶ 危機管理計画と他の計画類との関係性、連携の方向性を危機事象ごとに検討
- ▶ 総合的な検討結果から、危機及び危機事象の定義、名古屋市が想定すべき危機事象の一覧表を再構成

#### (3) 危機管理のあり方の検討

他の自治体等における危機管理に関する状況、想定すべき危機事象の検討等から、名古屋市の危機管理の取組、危機管理の組織体制等の危機管理のあり方に関する検討を実施

- ▶ 危機事象の及ぼす影響の様態、他の自治体等における危機事象への対応状況等から、危機事象への初動対応の重要性を改めて確認
- ▶ 危機事象ごとに異なる必要な対応を的確かつ迅速に実施するための組織体制・業務分担の必要性を認識

### 2 今後の方向性

危機管理に関する検討調査の結果を踏まえ、危機事象に対する初動対応能力・即応力を高め、関係部局と連携した具体的な危機管理体制の構築に向けた取組を推進するため、以下の3項目を順次実施していく。

- ▶ 名古屋市の危機管理の根幹となる「名古屋市危機管理計画」を抜本的に改定
- ▶ 危機事象に対する初動対応能力・即応力を高めるため、危機事象ごとに事態の想定を定め、対応部局や体制、事前または事後を含めた対応の方向性などを示した「危機事象対応方針」を策定
- ▶ 危機事象に的確かつ迅速に対処するため、具体的な業務の詳細を記載した「個別危機事象対応マニュアル」を作成

### 危機及び危機事象の定義

#### 「危機」とは

不特定多数の市民の生命、身体又は財産に直接重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態。危機は、「災害」、「武力攻撃事態等」、「新型インフルエンザ等緊急事態」並びに「危機事象」に大別して定義。

#### 「危機事象」とは

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する災害、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に規定する武力攻撃事態等並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に規定する新型インフルエンザ等緊急事態以外の不特定多数の市民の生命、身体又は財産に直接重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事象

### 危機事象の概念図

危機				
区分	定義関連法等	対応計画	内容	
①災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災対法</li> <li>・ 大震法</li> <li>・ 南海トラフ推進法</li> </ul>	地域防災計画	風水害、震災	①暴風、②竜巻、③豪雨、④豪雪、⑤洪水、⑥崖崩れ、⑦土石流、⑧高潮、⑨地震、⑩津波、⑪噴火、⑫地滑り、⑬その他の異常な自然現象（⑭冷害、⑮干害、⑯雹害、⑰霜害、⑱旋風、⑲山崩れ、⑳土地隆起、㉑土地の沈降）等
			その他災害	①大規模な火事、②爆発、③放射性物質の大量の放出、④多数の者の遭難を伴う船舶の沈没、⑤その他の大規模な事故（⑥旅客列車の衝突転覆、⑦航空機の墜落、⑧極端な雑踏）等
②武力攻撃事態等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事態対処法</li> <li>・ 国民保護法</li> </ul>	国民保護計画	武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（①着上陸侵攻、②ゲリラ・特殊部隊による攻撃、③弾道ミサイル攻撃、④航空攻撃）
			武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が切迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
			緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（武力攻撃に準ずるテロ等）
③新型インフルエンザ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフル特措法</li> <li>・ 感染症法</li> </ul>	新型インフルエンザ等対策行動計画	新型インフルエンザ等緊急事態	新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態
④危機事象	—	危機管理計画	危機事象	不特定多数の市民の生命、身体又は財産に直接重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事象（区分①～③に該当するものを除く。）

## 想定すべき危機事象の一覧表

No.	事項	概要
1	感染症のまん延	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に規定する新型インフルエンザ等を除く。）のまん延
2	特定家畜伝染病のまん延	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に規定する特定家畜伝染病のまん延
3	有害獣類による被害	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づき定められた有害鳥獣のうち、獣類による被害
4	外来毒保有昆虫等による被害	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に規定する特定外来生物のうち、毒保有昆虫等による被害
5	特定動物の逸走	動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に規定する特定動物の特定飼養施設等からの逸走
6	広域・長期間にわたる断水	広域又は長期間にわたる水の配給の停止及びそれに至るおそれがある渇水、水質汚染又は水質異常等の事象
7	広域・長期間にわたる食料不足	広域又は長期間にわたる食料供給の不足及びそれに至るおそれがある凶作の発生又は貿易の不安定化等の事象
8	広域・長期間にわたる停電	広域又は長期間にわたる電力供給の停止及びそれに至るおそれがある電力需給ひっ迫等の事象
9	広域・長期間にわたる情報通信ネットワーク障害	広域又は長期間にわたる情報通信及び情報ネットワークの疎通不能及びそれに至るおそれがある太陽フレア等の事象
10	爆発のおそれがある不発弾	爆発のおそれがある不発の爆弾等の処理
11	食中毒患者等の広域にわたる発生	食品、添加物、器具又は容器包装に起因する中毒患者又はその疑いのある者の広域にわたる発生
12	催事等での群集事故	競技大会又は国際会議等での雑踏によって発生した事故
13	犯罪予告	殺傷、爆破又は暴力行為等の犯罪行為の予告
14	市幹部への襲撃事件	市の運営に重大な影響が及ぶおそれがある幹部への襲撃事件
15	航空機・列車・バス等の乗っ取り事件	航空機、列車又はバス等の不特定多数が同時に乗車する交通機関の乗っ取り事件
16	爆発物・銃砲等による事件及び無差別殺傷事件	爆発物、銃砲、放射性物質、生物剤又は化学剤等による事件及び無差別殺傷事件
17	暴動	多衆が集行的に行う暴行、脅迫又は破壊行為等の暴力的な活動

## 名古屋市危機管理計画の抜本的な改定について（主な事項）

### 1 危機管理に関する認識の統一

危機管理に関する認識の統一を図るため、計画における基本方針を掲げるとともに、新たに構成した危機及び危機事象の定義、概念図を設ける。

第 1 編 第 2 章 計画の性格等 P5～P7

### 2 他の計画との互換性の確保

計画の位置づけを明記し、名古屋市地域防災計画や名古屋市国民保護計画等との互換性を確保する。

第 1 編 第 2 章 計画の性格等 P9

### 3 危機事象への対応能力の向上

多種多様な危機事象のうちから、本市において起こり得る危機事象として計画上想定するものを新たに構成し、当該危機事象ごとに、初動対応能力・即応力の向上を目的とした「危機事象対応方針」を新設する。

第 1 編 第 3 章 想定する危機事象 P10～P11

### 4 本部組織の再編

最も確立された組織体系として災害への対応を担ってきた災害対策本部の組織を基に、危機事象への対応を担う危機管理対策本部の組織を再編し、指揮命令系統をより明確にするとともに、本部組織の機動性・順応性が確保できるよう所要の見直しを行う。

第 2 編 第 1 章 危機管理組織 P13～P19

### 5 危機管理体制の確立

危機管理を的確かつ迅速に実施するため、必要な体制の整備方針を新たに掲げ、危機事象ごとに最大 3 段階の体制で初動対応及び諸活動を実施できるよう所要の記載を行う。

第 2 編 第 2 章 危機管理体制 P20～P23

(案)

# 名古屋市危機管理計画

# 目 次

## 第1編 総則

第1章 計画の目的	4
第2章 計画の性格等	5
第1節 計画の性格	5
第2節 計画の基本方針	5
第3節 用語の定義	5
第4節 市の責務	8
第5節 危機管理の対象	8
第6節 計画の変更	8
第7節 計画の位置づけ	8
第8節 計画の習熟	9
第3章 想定する危機事象	10
第1節 想定する危機事象	10
第2節 名古屋市危機事象対応方針	11
第3節 名古屋市個別危機事象対応マニュアル	11

## 第2編 組織体制

第1章 危機管理組織	13
第1節 本部の設置	13
第2節 本部の組織及び運営	13
第1条 本部組織図	13
第2条 本部長及び副本部長	14
第3条 本部員等	14
第4条 本部室	15
第5条 本部員会議	15
第6条 本部幹事長及び本部副幹事長	16
第7条 本部幹事等	16
第8条 本部幹事会議	17
第9条 本部室事務局長及び本部室副事務局長	18
第10条 本部室事務局	18
第11条 各チーム	18
第12条 部（班・隊）	19
第13条 区本部	19
第14条 現地本部	19
第15条 共通事務等の準用	19

# 目 次

第2章 危機管理体制	20
第1節 体制の整備方針	20
第2節 体制の区分	20
第3節 体制の移行	21
第4節 準備体制（レベル1）	21
第5節 警戒体制（レベル2）	22
第6節 非常体制（レベル3）	22
第7節 市職員の動員	23
第8節 市職員の参集	23
第9節 危機管理に携わる者からの除外	23
第10節 勤務時間外における参集対象からの除外	23
第11節 市職員の職務	23
第12節 危機管理の監督	24

## 第3編 基本取組

第1章 事前の準備	25
第1節 市職員の任務	25
第2節 組織体制の整備	25
第3節 マニュアルの作成	25
第4節 研修・訓練等の実施	25
第5節 関係機関との連携	26
第6節 協定等の締結	26
第7節 危機事象発生の子兆の情報の収集及び報告	26
第8節 予防策の実施	26
第9節 市民への広報	26
第2章 危機事象発生時の対応	27
第1節 危機事象発生の子報の収集及び報告	27
第2節 初動対応	27
第3節 市民への広報・広聴	27
第4節 関係機関との連絡調整・応援要請	27
第5節 被害の把握・諸活動の実施	27
第3章 事後の対策	28
第1節 安全の確認	28
第2節 被害からの回復	28
第3節 被害者支援	28
第4節 検証	28

# 目 次

## 巻 末

- 様式1 危機管理情報報告書
- 様式2 (平常時) 名古屋市危機管理対策本部員会議の開催 (通知)
- 様式3 (非常時) 名古屋市危機管理対策本部員会議の開催 (通知)
- 様式4 (平常時) 名古屋市危機管理対策本部幹事会議の開催 (通知)
- 様式5 (非常時) 名古屋市危機管理対策本部幹事会議の開催 (通知)

本計画の章立ては、「編」、「章」、「節」、「条」、「項」、「号」、「号の細分」で構成する。

第 1 編  
總 則

## 第1章 計画の目的

国際情勢の現状に目を向けると、テロ事件が世界各地で続発する中、我が国に対するテロの脅威が継続している。また、我が国の周辺地域における急速な軍事力の増強や活発な軍事活動の継続、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、我が国の先端技術や機密情報の窃取を目的としたサイバーインテリジェンス事案の多発、国家的背景を持つサイバー攻撃の脅威も深刻さを増すなど、国の治安、安全保障に影響を及ぼしかねない問題が存在している。さらに、経済安全保障や健康危機管理など、依然として予断を許さない状況にある。

そうした中、2026年の第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会の開催、リニア中央新幹線の開業を控えている名古屋市を取り巻く状況についても、感染症等のまん延、害獣害虫被害、ライフラインの途絶、戦後80年を迎える中での不発弾の出土、食中毒、群集事故、犯罪予告その他公共の平穏に対する脅威といった平和と安全に重大な影響を及ぼすおそれがある多種多様な事象への対応が差し迫った課題となっている。

名古屋市危機管理計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）に規定する災害、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）に規定する武力攻撃事態等並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「新型インフル特措法」という。）に規定する新型インフルエンザ等緊急事態以外の不特定多数の市民の生命、身体又は財産に直接重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事象（以下「危機事象」という。）で、その及ぼす被害又は社会的影響が相当程度のものである場合における名古屋市及び名古屋市の他の執行機関（以下「市」という。）が実施すべき事前の準備、危機事象発生時の対応並びに事後の対策（以下「事前準備等」という。）に関する基本的な事項を定めることにより、的確かつ迅速に各局室区及び関係機関が連携して又は統合的に対処すべく総合的な危機管理の組織体制を構築し、もって市民の生命、身体又は財産への被害を防止し、又は軽減することを目的とする。

## 第2章 計画の性格等

### 第1節 計画の性格

- 1 本計画は、危機事象に対処するための基本的な計画を定めるものであり、「総則」、「組織体制」、「基本取組」の構成とする。
- 2 「総則」は、本計画の目的や性格、想定する危機事象等について定める。
- 3 「組織体制」は、名古屋市危機管理対策本部要項（以下「本部要項」という。）第5条の規定に基づき、名古屋市危機管理対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。
- 4 「基本取組」は、危機管理の基本的な取組事項について定める。

### 第2節 計画の基本方針

- 1 市が実施すべき事前準備等の基本事項を危機事象ごとにあらかじめ定め、初動対応能力、即応力を強化する。
- 2 市における事前準備等の実施体制、各局室区の役割及び諸活動並びに指揮命令系統を明確にする。
- 3 市及び関係機関の連携を強化する。
- 4 危機管理意識の高揚を図り、潜在的な脅威に対する意識を高める。
- 5 社会情勢の変化や地政学的なリスクの高まりなどを踏まえ、新たな危機事象の顕在化に備えた調査、検討を行い、必要な事項を逐次反映する。

### 第3節 用語の定義

次の各条に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各条に定めるところによる。

- 1 危機
 

不特定多数の市民の生命、身体又は財産に直接重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態をいう。危機は、「災害」、「武力攻撃事態等」、「新型インフルエンザ等緊急事態」並びに「危機事象」に大別して定義する。
- 2 災害
 

災対法第2条第1項に規定する「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地盤の液状化、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」をいう。
- 3 武力攻撃事態等
 

事態対処法第2条第2号に規定する「武力攻撃事態」、同条第3号に規定する「武力攻撃予測事態」及び同法第22条第1項に規定する「緊急対処事態」をいう。
- 4 新型インフルエンザ等緊急事態
 

新型インフル特措法第32条に規定する「新型インフルエンザ等緊急事態」をいう。
- 5 危機事象

第2条に定める災害、第3条に定める武力攻撃事態等並びに前条に定める新型インフルエンザ等緊急事態以外の不特定多数の市民の生命、身体又は財産に直接重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事象をいう。

6 危機管理

危機事象の発生に備え、危機事象の及ぼす被害又は社会的影響による市民の生命、身体又は財産への被害を防止し、又は軽減することを目的とした取組全般をいう。

7 主たる対応局

各局室区のうち、危機管理の実施を主だって担う部局をいう。

8 関係機関

愛知県、災対法第2条第3号に規定する「指定行政機関」、同条第4号に規定する「指定地方行政機関」、同条第5号に規定する「指定公共機関」及び同条第6号に規定する「指定地方公共機関」をいう。

<危機の概念図（図1）>

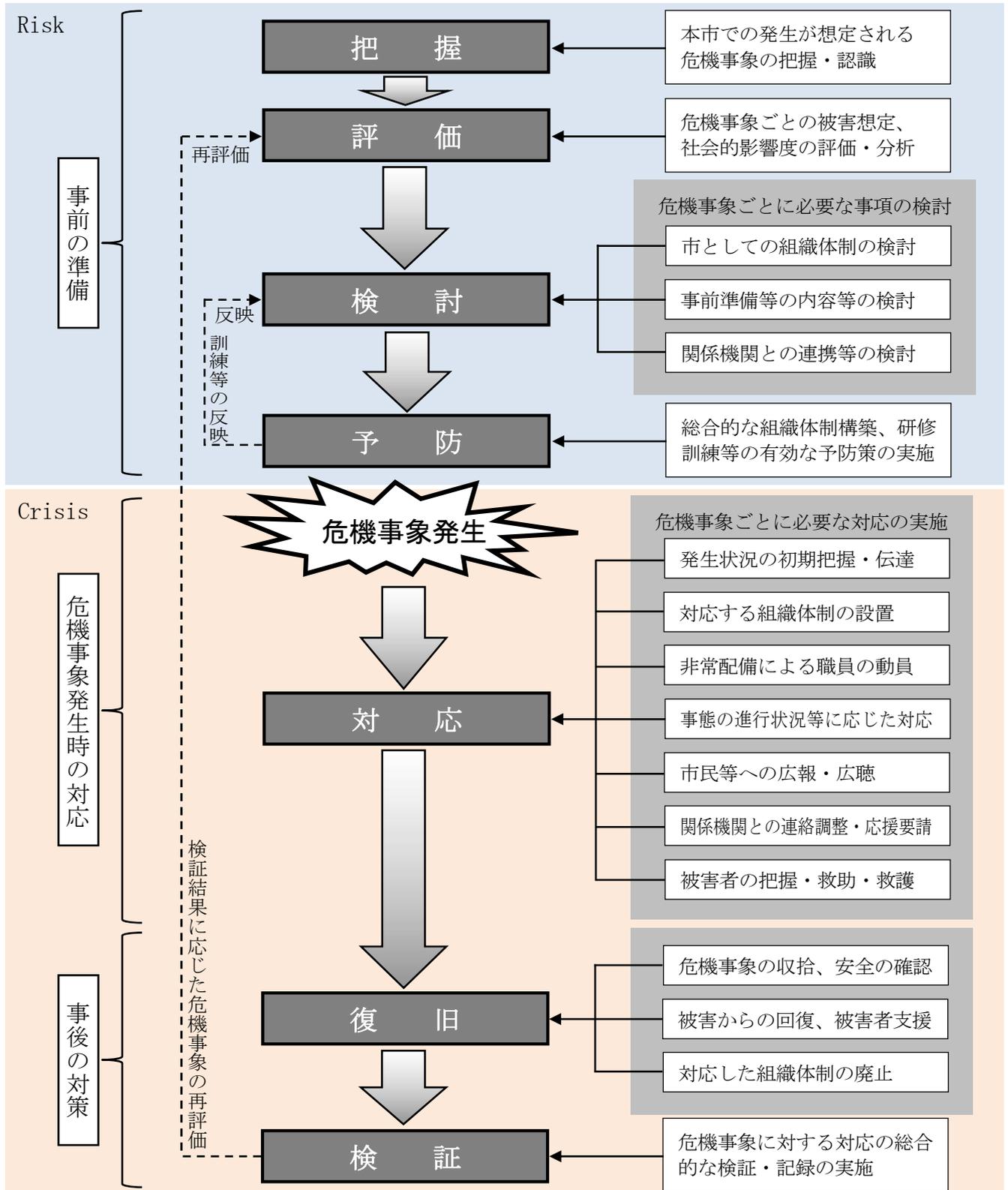
本計画で対象とする範囲

危機

危機の区分	定義関連法等	対応計画	内容	
①災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災対法</li> <li>・ 大震法</li> <li>・ 南海トラフ推進法</li> </ul>	地域防災計画	風水害、震災	①暴風、②竜巻、③豪雨、④豪雪、⑤洪水、⑥崖崩れ、⑦土石流、⑧高潮、⑨地震、⑩津波、⑪地盤の液状化、⑫噴火、⑬地滑り、⑭その他の異常な自然現象（⑯冷害、⑰干害、⑱雹害、⑲霜害、⑳旋風、㉑山崩れ、㉒土地隆起、㉓土地の沈降）等
			その他災害	①大規模な火事、②爆発、③放射性物質の大量の放出、④多数の者の遭難を伴う船舶の沈没、⑤その他の大規模な事故（⑥旅客列車の衝突転覆、⑦航空機の墜落、⑧極端な雑踏）等
②武力攻撃事態等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事態対処法</li> <li>・ 国民保護法</li> </ul>	国民保護計画	武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（①着上陸侵攻、②ゲリラ・特殊部隊による攻撃、③弾道ミサイル攻撃、④航空攻撃）
			武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が切迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
			緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（武力攻撃に準ずるテロ等）
③新型インフルエンザ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフル特措法</li> <li>・ 感染症法</li> </ul>	新型インフルエンザ等対策行動計画	新型インフルエンザ等緊急事態	新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態
④危機事象	—	本計画	危機事象	不特定多数の市民の生命、身体又は財産に直接重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事象（区分①～③に該当するものを除く。）

＜危機管理の概念図（図2）＞

本計画において、危機管理の概念は、平常時の段階における危機事象に係る把握、評価、検討、予防といった「事前の準備」、非常時の段階における危機事象による被害軽減などを目的とした「危機事象発生時の対応」、事後の復旧、検証、再評価といった「事後の対策」の3つに大別して構成する。



#### 第4節 市の責務

- 1 市は、本計画に基づき、自ら危機管理を的確かつ迅速に実施するとともに、名古屋市域（名古屋市の行政区画。以下「市域」という。）内において関係機関が実施する危機管理を総合的に推進する。
- 2 市は、危機管理を的確かつ迅速に実施できるよう、危機事象ごとに必要な事前準備等を行う。
- 3 市は、関係機関と相互に連携協力し、危機管理の的確かつ迅速な実施に万全を期する。

#### 第5節 危機管理の対象

本計画において「市民」とは、市内に居住し、又は滞在する者をいい、市内を通過する者を含むものとする。

#### 第6節 計画の変更

- 1 本計画は、名古屋市危機管理対策本部員会議（以下「本部員会議」という。）において必要があると認める場合に変更することができる。ただし、軽微な変更又は直ちに要する変更については、この限りでない。
- 2 前条ただし書で定める軽微な変更は、次の各項による。
  - (1) 行政区画、郡、区、市内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又は住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項及び第2項若しくは同法第4条の規定による住居表示の実施若しくは変更に伴う変更
  - (2) 局室区又は関係機関それらの内部組織の名称又は所在地の変更に伴う変更
  - (3) 誤記の訂正、人又は物の呼称の変更、統計の数値の修正その他これらに類する記載事項の修正に伴う変更
- 3 前1条ただし書で定める直ちに要する変更は、次の各項に定める要件のいずれかを満たす場合に限る。
  - (1) 不特定多数の市民の生命、身体又は財産に直接重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合
  - (2) 国又は愛知県その他の指示等によるものとして直ちに変更を要する場合
  - (3) 前各項に定めるもののほか、直ちに変更を要するものとして本部員会議に諮るいとまがない場合
- 4 市は、前1条ただし書で定める軽微な変更又は直ちに要する変更に伴い本計画を変更したときは、その内容を、変更後に開催される本部員会議において遅滞なく報告しなければならない。

#### 第7節 計画の位置づけ

- 1 市は、危機事象の発生に備え、危機管理の実施に関し、あらかじめ本計画を定めるものとする。

- 2 市は、発生した危機の区分が明らかでないときは、本計画を準用する。
- 3 本計画は、次の各項に掲げる計画との互換性を有するものとする。
  - (1) 名古屋市地域防災計画
  - (2) 名古屋市国民保護計画
  - (3) 名古屋市新型インフルエンザ等対策行動計画
  - (4) 名古屋市業務継続計画
- 4 市は、事態の状況等に応じて、適用する計画を本計画から前条第1項から第3項までに掲げるいずれかの計画に変更することができる。
- 5 市は、本計画で定めのない事項について、前3条第1項から第3項までに掲げるいずれかの計画を準用することができる。
- 6 市は、危機管理の実施によって影響を受ける行政機能の必要な維持について、名古屋市業務継続計画を準用することができる。
- 7 市は、事前の準備として綿密に検討したうえで、他の計画等に規定する事項によって整備等がなされた資源を危機管理にも最大限活用することができるよう配慮する。

#### 第8節 計画の習熟

市は、平素から研修・訓練等の機会を捉え、本計画及び関連するマニュアル等の習熟に努め、危機管理意識並びに能力の向上を図る。

## 第3章 想定する危機事象

### 第1節 想定する危機事象

- 1 想定する危機事象は、危機事象であって、かつ、災害、武力攻撃事態等又は新型インフルエンザ等緊急事態のいずれかに相当する程度の死傷者の発生若しくは構造物の損壊等の人的若しくは物的被害が生じ、又は社会的に重大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして、次の各項に定めるものとする。
  - (1) 感染症のまん延  
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に規定する感染症（新型インフル特措法に規定する新型インフルエンザ等を除く。）のまん延
  - (2) 特定家畜伝染病のまん延  
家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）に規定する特定家畜伝染病のまん延
  - (3) 有害獣類による被害  
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）に基づき定められた有害鳥獣のうち、獣類による被害
  - (4) 外来毒保有昆虫等による被害  
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）に規定する特定外来生物のうち、毒保有昆虫等による被害
  - (5) 特定動物の逸走  
動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護法」という。）に規定する特定動物の特定飼養施設等からの逸走
  - (6) 広域・長期間にわたる断水  
広域又は長期間にわたる水の配給の停止及びそれに至るおそれがある渇水、水質汚染又は水質異常等の事象
  - (7) 広域・長期間にわたる食料不足  
広域又は長期間にわたる食料供給の不足及びそれに至るおそれがある凶作の発生又は貿易の不安定化等の事象
  - (8) 広域・長期間にわたる停電  
広域又は長期間にわたる電力供給の停止及びそれに至るおそれがある電力需給ひっ迫等の事象
  - (9) 広域・長期間にわたる情報通信ネットワーク障害  
広域又は長期間にわたる情報通信及び情報ネットワークの疎通不能及びそれに至るおそれがある太陽フレア等の事象
  - (10) 爆発のおそれがある不発弾

爆発のおそれがある不発の爆弾等の処理

(11) 食中毒患者等の広域にわたる発生

食品、添加物、器具又は容器包装に起因する中毒患者又はその疑いのある者の広域にわたる発生

(12) 催事等での群集事故

競技大会又は国際会議等での雑踏によって発生した事故

(13) 犯罪予告

殺傷、爆破又は暴力行為等の犯罪行為の予告

(14) 市幹部への襲撃事件

市の運営に重大な影響が及ぶおそれがある幹部への襲撃事件

(15) 航空機・列車・バス等の乗っ取り事件

航空機、列車又はバス等の不特定多数が同時に乗車する交通機関の乗っ取り事件

(16) 爆発物・銃砲等による事件及び無差別殺傷事件

爆発物、銃砲、放射性物質、生物剤又は化学剤等による事件及び無差別殺傷事件

(17) 暴動

多衆が集会的に行う暴行、脅迫又は破壊行為等の暴力的な活動

2 想定する危機事象の変更の方法は、本計画の変更の方法による。

## 第2節 名古屋市危機事象対応方針

市は、想定する危機事象ごとに、その危機管理の実施に関し、名古屋市危機事象対応方針を定めるものとする。

## 第3節 名古屋市個別危機事象対応マニュアル

市は、想定する危機事象ごとに、その危機管理の具体的方策の実施に関し、名古屋市個別危機事象対応マニュアルを作成し、その維持に取り組むものとする。

<危機事象一覧表（表1）>

No.	事項	概要
1	感染症のまん延	感染症法に規定する感染症（新型インフル特措法に規定する新型インフルエンザ等を除く。）のまん延
2	特定家畜伝染病のまん延	家伝法に規定する特定家畜伝染病のまん延
3	有害獣類による被害	鳥獣保護管理法に基づき定められた有害鳥獣のうち、獣類による被害
4	外来毒保有昆虫等による被害	外来生物法に規定する特定外来生物のうち、毒保有昆虫等による被害
5	特定動物の逸走	動物愛護法に規定する特定動物の特定飼養施設等からの逸走
6	広域・長期間にわたる断水	広域又は長期間にわたる水の配給の停止及びそれに至るおそれがある渇水、水質汚染又は水質異常等の事象
7	広域・長期間にわたる食料不足	広域又は長期間にわたる食料供給の不足及びそれに至るおそれがある凶作の発生又は貿易の不安定化等の事象
8	広域・長期間にわたる停電	広域又は長期間にわたる電力供給の停止及びそれに至るおそれがある電力需給ひっ迫等の事象
9	広域・長期間にわたる情報通信ネットワーク障害	広域又は長期間にわたる情報通信及び情報ネットワークの疎通不能及びそれに至るおそれがある太陽フレア等の事象
10	爆発のおそれがある不発弾	爆発のおそれがある不発の爆弾等の処理
11	食中毒患者等の広域にわたる発生	食品、添加物、器具又は容器包装に起因する中毒患者又はその疑いのある者の広域にわたる発生
12	催事等での群集事故	競技大会又は国際会議等での雑踏によって発生した事故
13	犯罪予告	殺傷、爆破又は暴力行為等の犯罪行為の予告
14	市幹部への襲撃事件	市の運営に重大な影響が及ぶおそれがある幹部への襲撃事件
15	航空機・列車・バス等の乗っ取り事件	航空機、列車又はバス等の不特定多数が同時に乗車する交通機関の乗っ取り事件
16	爆発物・銃砲等による事件及び無差別殺傷事件	爆発物、銃砲、放射性物質、生物剤又は化学剤等による事件及び無差別殺傷事件
17	暴動	多衆が集合的に行う暴行、脅迫又は破壊行為等の暴力的な活動

第2編  
組織体制

## 第1章 危機管理組織

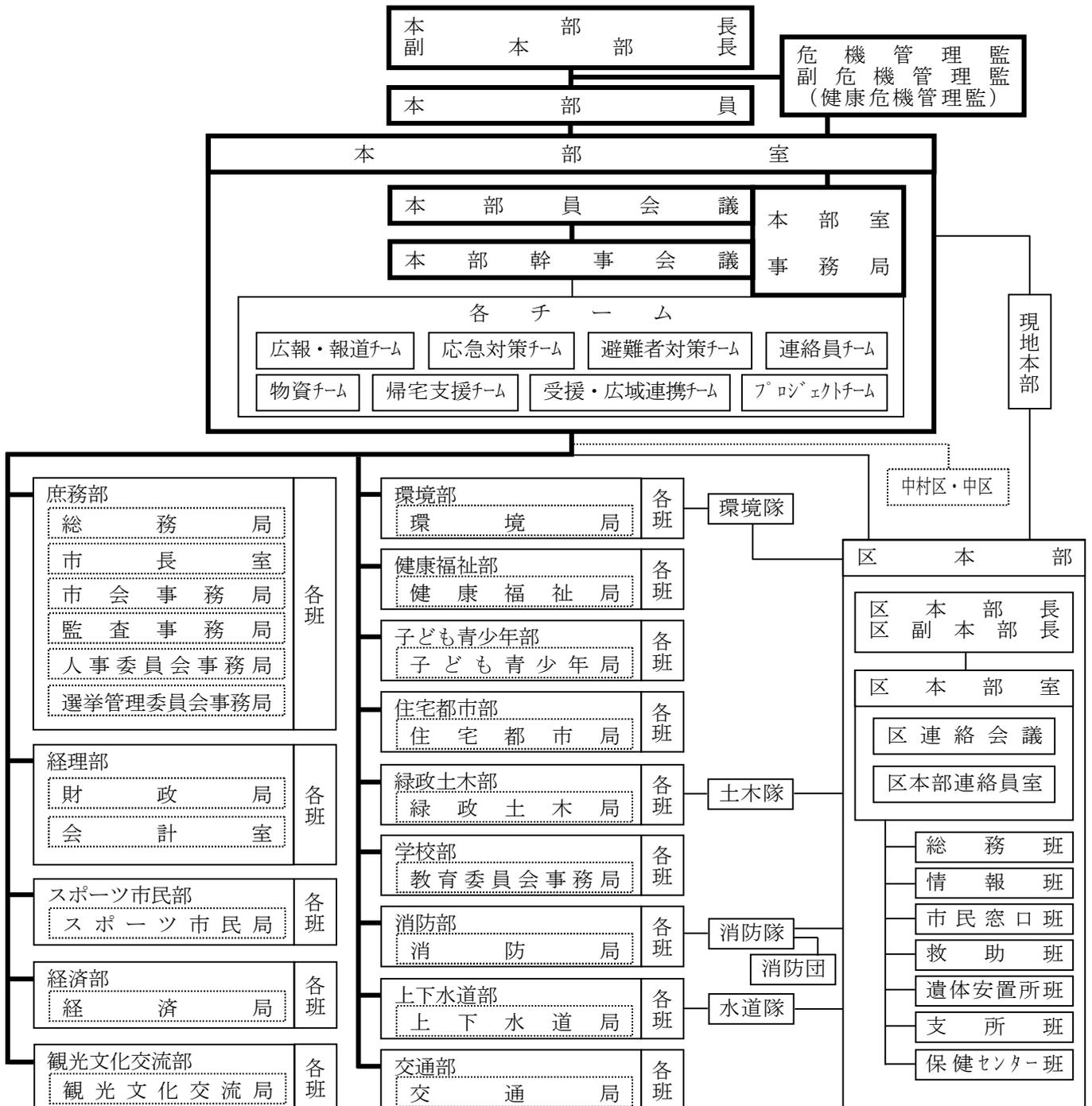
### 第1節 本部の設置

市は、本部要項第1条に規定する本部を常時設置するものとする。

### 第2節 本部の組織及び運営

#### 1 本部組織図

常 設      非 常 時      平 常 時



## 2 本部長及び副本部長

- (1) 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。
- (2) 本部長は、本部の事務を総括し、本部の市職員を指揮監督するとともに、危機管理に関する重要事項を決定する。
- (3) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (4) 副本部長が本部長の職務を代理する順序は、市長代理順序規則（昭和32年名古屋市規則第3号）で規定するところによる。

## 3 本部員等

- (1) 本部員は、本部長の命を受けて本部の事務に従事する。
- (2) 本部員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。なお、本部員に事故があるときは、あらかじめ本部員が指名する者がその職務を代理する。

平常時の本部員			
会計管理者	防災危機管理局长	市長室長	総務局长
総務局担当局长（企画調整）	財政局長	スポーツ市民局长	経済局长
観光文化交流局长	環境局长	健康福祉局长	健康福祉局担当局长（医務）
子ども青少年局长	住宅都市局长	緑政土木局长	市会事務局长
監査事務局长	人事委員会事務局长	教育長	選挙管理委員会事務局长
消防局长	上下水道局长	交通局长	中村区長
中区長	防災危機管理局次長		

非常時の本部員			
会計管理者	防災危機管理局长	市長室長	総務局长
財政局長	スポーツ市民局长	経済局长	観光文化交流局长
環境局长	健康福祉局长	健康福祉局担当局长（医務）	子ども青少年局长
住宅都市局长	緑政土木局长	教育長	消防局长
上下水道局长	交通局长	防災危機管理局次長	

- (3) 本部長は、本部員の中から防災危機管理局长を危機管理監として、防災危機管理局次長を副危機管理監として指名する。
- (4) 危機管理監は、本部の事務について、本部長及び副本部長に進言し、本部長の指揮監督に基づき他の本部員に指示することができる。
- (5) 副危機管理監は、危機管理監を補佐し、危機管理監に事故があるときは、その職務を代理する。
- (6) 本部長は、本部員の中から健康福祉局担当局长（医務）を健康危機管理監として指名する。
- (7) 健康危機管理監は、危機事象のうち、感染症に関するもの（以下「感染症事象」という。）に係る本部の事務について、本部長及び副本部長に進言することができる。

(8) 健康危機管理監は、感染症事象に係る本部員会議に出席するものとする。

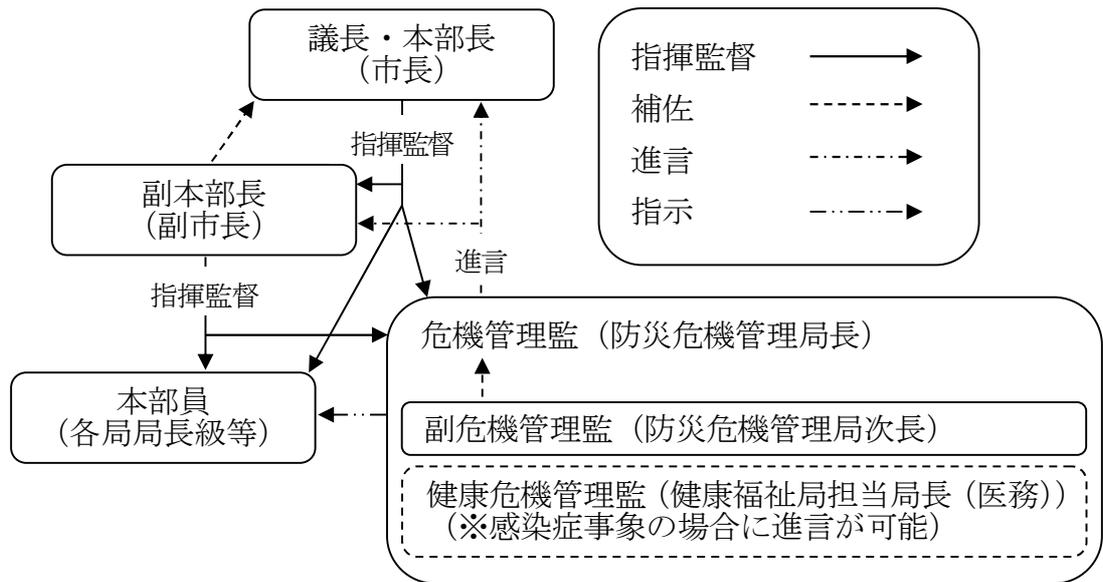
#### 4 本部室

- (1) 本部長は、本部の事務を的確かつ迅速に総括するため、本部に本部室を置く。
- (2) 本部長は、本部室に本部員会議、名古屋市危機管理対策本部幹事会議（以下「本部幹事会議」という。）、名古屋市危機管理対策本部室事務局（以下「本部室事務局」という。）及び各チームを置き、本部長の指揮監督に基づく互いの連携によって運営するものとする。
- (3) 本部室の庶務は、本部室事務局が総括する。

#### 5 本部員会議

- (1) 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員（感染症事象の場合は、健康危機管理監を含む。）で組織し、本部長が議長をつとめる。
- (2) 本部員会議は、本部幹事会議に対し、必要に応じて危機管理に関する必要事項について報告を求めるとともに、危機管理に関する重要事項について協議する。なお、本部員会議が協議すべき重要事項は、おおむね次の各号に定めるものとする。
  - ① 対応及び対策の基本的な方針に関すること。
  - ② 危機管理に関する計画的な推進及び危機管理に関する重要施策に関すること。
  - ③ 危機管理に関する情報の収集及び共有化に関すること。
  - ④ 名古屋市災害対策本部、名古屋市災害警戒本部、名古屋市国民保護対策本部又は名古屋市新型インフルエンザ等対策本部その他危機に対応するために別に設置される組織体制への移行に関すること。
  - ⑤ 各部、区本部及び現地本部の設置又は廃止に関すること（あらかじめ定めるものを除く。）。
  - ⑥ 本部長からの指示事項に関すること。
  - ⑦ その他危機管理に関する重要事項に関すること。
- (3) 本部員会議は、本部長が必要に応じて招集する。なお、本部長は、事態の状況等に応じて、一部の本部員による本部員会議を招集することができるとともに、本部員以外の者に本部員会議への出席を求めることができる。
- (4) 招集の通知は、本計画で定める様式による書面又は庁内放送等による口頭で行うものとする。
- (5) 本部員会議の開催場所は、原則、名古屋市役所東庁舎1階災害対策本部室とする。

<指揮命令系統の構成図（図3）>



6 本部幹事長及び本部副幹事長

- (1) 本部幹事長は防災危機管理局担当部長（危機対策・危機管理）をもって充て、本部副幹事長は防災危機管理局危機対策課長をもって充てるものとして本部長が指名する。また、感染症事象の場合は、健康福祉局健康部保健医療課長を本部副幹事長に加えるものとして本部長が指名する。
- (2) 本部幹事長は、本部幹事の事務を掌理する。
- (3) 本部副幹事長は、本部幹事長を補佐し、本部幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 本部幹事等

- (1) 本部幹事は、本部幹事長の命を受けて本部幹事の事務に従事する。
- (2) 本部幹事は、平常時においては次に掲げる職にある者をもって充て、非常時においては次に掲げる者をもって充てる。

平常時の本部幹事			
会計室会計課長	防災危機管理局総務課長	防災危機管理局担当課長 (危機対策に係る総合調整)	市長室次長
市長室広報課長	総務局総務課長	総務局職員部人事課長	総務局職員部安全衛生課長
財政局総務課長	スポーツ市民局総務課長	スポーツ市民局地域振興部 区政課長	経済局総務課長
観光文化交流局総務課長	観光文化交流局観光交流部 国際交流課長	環境局総務課長	健康福祉局監査課長
健康福祉局健康部 感染症対策課長	子ども青少年局総務課長	住宅都市局総務課長	緑政土木局担当課長 (道路等の危機管理・水防)
市会事務局総務課長	監査事務局管理課長	人事委員会事務局次長	教育委員会事務局総務部 総務課長
選挙管理委員会事務局次長	消防局総務部総務課長	上下水道局経営本部 総務部防災課長	交通局営業本部総務部 総務課長
中村区区政部総務課長	中区区政部総務課長		

非常時の本部幹事
----------

本部室事務局及び各部に属する部長、担当部長、課長又は担当課長の職にある者のうちから事務局長及び各部長が指名する者
--

- (3) 本部幹事長は、本部幹事の中から防災危機管理局担当課長（危機対策に係る総合調整）を危機管理調整官として指名する。
- (4) 危機管理調整官は、本部幹事の事務について、本部幹事長及び本部副幹事長に進言し、他の本部幹事に指示することができる。
- (5) 本部幹事長は、本部幹事の中から健康福祉局健康部感染症対策課長を健康危機管理調整官として指名する。
- (6) 健康危機管理調整官は、感染症事象に係る本部幹事の事務について、本部幹事長及び本部副幹事長に進言することができる。
- (7) 健康危機管理調整官並びに総務局職員部安全衛生課長は、感染症事象に係る本部幹事会議に出席するものとする。

8 本部幹事会議

- (1) 本部幹事会議は、本部幹事長、本部副幹事長及び本部幹事（感染症事象の場合は、健康危機管理調整官並びに総務局職員部安全衛生課長を含む。）で組織し、本部幹事長が議長をつとめる。
- (2) 本部幹事会議は、本部幹事の事務について協議する。なお、本部幹事の事務は、おおむね次の各号に定めるものとする。
  - ① 各種情報の収集等  
危機管理上必要な各種の情報を収集し、必要に応じ、整理及び分析を行う。
  - ② 重要事項の事前検討  
本部員会議が協議すべき重要事項について、必要に応じ、あらかじめ検討する。
  - ③ 本部指令（本部長の決定事項及び本部員会議の協議結果等）の伝達等  
危機管理に関する本部指令を関係部及び区本部等に伝達する。この場合において、必要に応じ、その実施に関する具体的方策を指示する。
  - ④ 緊急に処置すべき事項の代理協議等  
本部員会議で協議すべき重要事項について、緊急に処置すべきであり、本部員会議に諮るいとまがない場合に限り、代理して本部幹事会議で協議のうえ、その実施に関する具体的方策を指示する。
  - ⑤ 軽易な事項の決定等  
危機管理に関する軽易な事項を決定し、指示する。
- (3) 本部幹事会議は、本部幹事長が必要に応じて招集する。なお、本部幹事長は、事態の状況等に応じて、一部の本部幹事による本部幹事会議を招集することができるとともに、本部幹事以外の者に本部幹事会議への出席を求めることができる。
- (4) 招集の通知は、本計画で定める様式による書面又は庁内放送等による口頭で行うものとする。

- (5) 本部幹事会議の開催場所は、原則、名古屋市役所東庁舎1階災害対策本部室とする。
- (6) 本部幹事長は、危機管理の実施に関する具体的方策についての検討が必要であると認めるときは、次の各号に定めるところにより本部幹事会議内に部会を設置することができる。
  - ① 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、本部幹事長が定めるものとする。
  - ② 次に定める要件のいずれかを満たす場合は、部会を廃止するものとする。
    - ア 検討が終了した場合
    - イ 検討が不要になった場合
    - ウ 部会を設置した年度が終了した場合
    - エ その他部会を廃止する必要が生じた場合

#### 9 本部室事務局長及び本部室副事務局長

- (1) 本部室事務局長は防災危機管理局长をもって充て、本部室副事務局長は防災危機管理局次長をもって充てるものとして本部長が指名する。
- (2) 本部室事務局長は、本部室事務局の所掌事務を掌理する。
- (3) 本部室副事務局長は、本部室事務局長を補佐し、本部室事務局長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### 10 本部室事務局

- (1) 本部室事務局は、本部室事務局長、本部室副事務局長及び防災危機管理局職員で組織する。
- (2) 本部室事務局は、次の各号に定める所掌事務を行う。
  - ① 本部の運営に関すること。
  - ② 危機管理体制、配備種別の指示及び伝達に関すること。
  - ③ 各部、区本部及び現地本部との連絡調整に関すること（他に属するものを除く。）。
    - ④ 関係機関との連絡調整に関すること（他に属するものを除く。）。
      - ⑤ 防災行政無線の運用及び統制に関すること。
      - ⑥ サイレン、警鐘その他信号の伝達に関すること。
      - ⑦ 所管する情報通信装置の維持管理及び応急復旧に関すること。
      - ⑧ 緊急を要する報道機関に対する連絡及び情報提供に関すること。
      - ⑨ 緊急を要する広報に関すること。
      - ⑩ 業務継続に関すること。
      - ⑪ 本部室事務局長からの指示事項に関すること。
      - ⑫ 他に属さない危機管理に関すること。

#### 11 各チーム

- (1) 本部室事務局は、実施する必要がある危機管理の内容に応じ、本部室内に必要なチームを設置する。
- (2) 設置するチームは、防災業務における組織を準用する。この場合において、チ

ームの事務分掌中、防災に関する事項については、必要に応じ、危機管理に関する事項として読み替えるものとする。

12 部（班・隊）

- (1) 本部長は、本部の事務を分掌させるため、実施する必要がある危機管理の内容に応じ、本部内に必要な部（班・隊）を設置する。
- (2) 設置する部（班・隊）は、防災業務における組織を準用する。この場合において、部（班・隊）の事務分掌中、防災に関する事項については、必要に応じ、危機管理に関する事項として読み替えるものとする。

13 区本部

- (1) 本部長は、区の区域ごとに当該区域における本部の事務を処理させるため、実施する必要がある危機管理の内容に応じ、本部内に必要な区の区本部を設置する。
- (2) 設置する区本部は、防災業務における組織を準用する。この場合において、区本部の事務分掌中、防災に関する事項については、必要に応じ、危機管理に関する事項として読み替えるものとする。

14 現地本部

- (1) 本部長は、事態の状況等に応じて、現地に本部を設置する必要があるときは、現地本部を設置する。
- (2) 設置する現地本部は、防災業務における組織を準用する。この場合において、現地本部の事務分掌中、防災に関する事項については、必要に応じ、危機管理に関する事項として読み替えるものとする。

15 共通事務等の準用

各部及び区本部で共通する事務並びに全庁で取り組むべき事務について、防災業務における事務分掌を準用する。この場合において、事務分掌中、防災に関する事項については、必要に応じ、危機管理に関する事項として読み替えるものとする。

## 第2章 危機管理体制

### 第1節 体制の整備方針

市は、危機管理を的確かつ迅速に実施するため、防災業務における体制を準用するなどにより、次の各条に定める必要な体制等をあらかじめ整備するものとする。

#### 1 事前指定による職員の迅速な確保

危機管理体制に必要な市職員を指定するとともに、各局室区において確保すべき体制ごとに、危機管理に携わる市職員を「配備・動員計画」として指定し、危機管理の実施に必要な市職員の迅速な確保を図る。

#### 2 本部員会議構成員への連絡手段の確保

本部員会議構成員に速やかに必要な連絡が取れるよう、連絡手段を確保する。

#### 3 連絡網の整備

市職員の参集にあたり、対象となる市職員に速やかに必要な連絡が取れるよう、防災業務における連絡網を活用するなどにより、連絡方法、連絡手順などを定めた連絡網を備える。

#### 4 初動体制の確保

年間を通じて24時間対応可能な初動体制を確保する。

#### 5 参集困難な職員への対応

危機管理の実施に必要な市職員が、交通の途絶、本人及び家族が被害に遭うなどにより参集が困難になる場合を想定し、代替職員を指定するなど、様々な事態の状況に対応できるよう準備する。

#### 6 交代要員の確保

危機管理の実施が長期にわたることを想定し、全職員体制により対応を実施している場合においても、交代制により必要な市職員を配置できるよう体制を整備する。

#### 7 食糧等の備蓄

危機管理体制の機能を長期間維持できるよう、各職員において食料及び飲料水の備蓄に努める。

#### 8 必要な設備等の確保

危機管理体制の機能を長期間維持できるよう、事務用品、通信設備、車両並びに発電設備及びそれらの燃料など、必要な設備等の確保に努める。

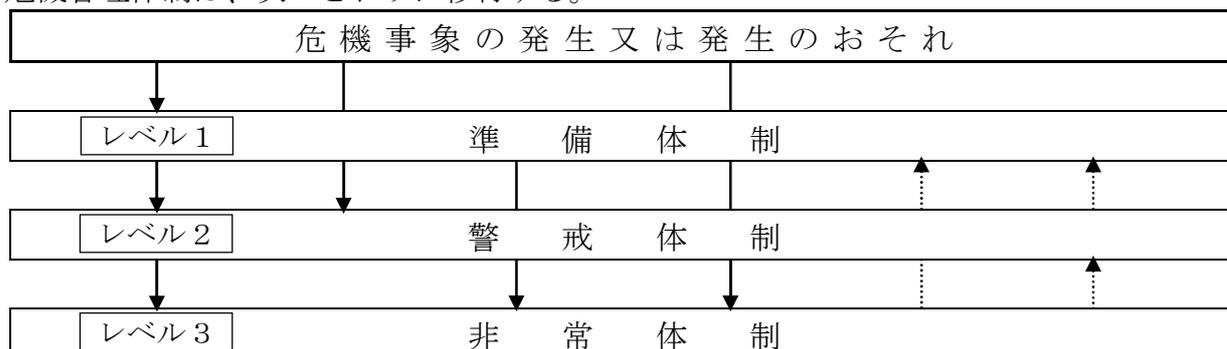
### 第2節 体制の区分

危機管理体制は、次のとおりに区分する。

段階	体制の区分
レベル1	危機管理準備体制（以下「準備体制」という。）
レベル2	危機管理警戒体制（以下「警戒体制」という。）
レベル3	危機管理非常体制（以下「非常体制」という。）

### 第3節 体制の移行

危機管理体制は、次のとおりに移行する。



### 第4節 準備体制（レベル1）

#### 1 目的

市域に被害を及ぼす危機事象が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その被害又は社会的影響の発生並びに程度などが不明又は軽微な段階などにおいて、主たる対応局による初動対応を実施するとともに、更なる対応の必要が生じた場合に速やかに実施できるよう備える。

#### 2 設置基準

- (1) 危機事象が発生し、又は発生するおそれがある場合で、前節の目的のための危機管理を必要とし、警戒体制又は非常体制の設置に至らない場合
- (2) 主たる対応局又は本部室事務局が設置すべきと判断した場合

#### 3 体制

- (1) 準備体制は、防災業務における市の配備種別で風水害の準備又は第1非常配備相当とするものとし、危機事象ごとに応じた体制とする。
- (2) 主たる対応局は、自らの組織に所属する市職員によって実施すべき初動対応に必要な体制を構成するものとする。
- (3) 主たる対応局は、構成する体制によって初動対応を実施するとともに、本部室事務局との連携に努めるものとする。なお、実施すべき初動対応の例は、おおむね次の各号に定めるものとする。
  - ① 情報の収集、整理及び分析
  - ② 本部室事務局への報告
  - ③ 初動における連絡調整
  - ④ 初動における報道機関に対する連絡及び情報提供
  - ⑤ 初動における広報
  - ⑥ その他市民の安全確保に資する初動対応

#### 4 廃止基準

- (1) 警戒体制又は非常体制を設置する場合
- (2) 危機事象の收拾がついたものと認める場合
- (3) 危機事象による新たな被害が発生するおそれが解消したと認められる場合

## 第5節 警戒体制（レベル2）

### 1 目的

市域に相当程度の被害を及ぼす危機事象が発生し、又は発生するおそれがある場合などに、複数の部及び区本部が緊密に連携して事態の進行状況等に応じた初動対応及び諸活動を実施し、被害の防止又は軽減を図る。

### 2 設置基準

- (1) 危機事象が発生し、又は発生するおそれがある場合で、前節の目的のための危機管理を必要とし、非常体制の設置に至らない場合
- (2) 本部室事務局が設置すべきと判断した場合

### 3 体制

- (1) 警戒体制は、防災業務における市の配備種別で風水害の第1又は2非常配備相当とするものとし、危機事象ごとに応じた体制とする。
- (2) 関係する局室区は、自らの組織に所属する市職員によって実施すべき初動対応及び諸活動に必要な体制を構成するものとする。
- (3) 関係する局室区は、構成する体制によって初動対応及び諸活動を実施するとともに、本部室事務局との緊密な連携に努めるものとする。

### 4 廃止基準

- (1) 非常体制を設置又は準備体制に縮小する場合
- (2) 危機事象の収拾がついたものと認める場合
- (3) 危機事象による新たな被害が発生するおそれが解消したと認められる場合

## 第6節 非常体制（レベル3）

### 1 目的

市域に重大な被害を及ぼす危機事象が発生し、又は発生するおそれがある場合などに、全庁が統合的に総合的な危機管理を実施し、被害の発生及び拡大の防止に最大限取り組む。

### 2 設置基準

- (1) 危機事象が発生し、又は発生するおそれがある場合で、前節の目的のための危機管理を必要とする場合
- (2) 本部室事務局が設置すべきと判断した場合

### 3 体制

- (1) 非常体制は、防災業務における市の配備種別で風水害の第3又は4非常配備相当とするものとし、危機事象ごとに応じた体制とする。
- (2) 市は、全庁を挙げて総合的な危機管理の実施に必要な体制を構成するものとする。

### 4 廃止基準

- (1) 準備体制又は警戒体制に縮小する場合

- (2) 危機事象の收拾がついたものと認める場合
- (3) 危機事象による新たな被害が発生するおそれが解消したと認められる場合

## 第7節 市職員の動員

市は、危機管理体制ごとに、次の各条に定めるところにより必要な市職員を動員するものとする。

### 1 市職員の動員

「配備・動員計画」であらかじめ指定した市職員を動員する。

### 2 勤務時間内における動員の方法

平常の勤務体制から切り替えることにより、危機管理の実施に必要な体制を確保する。

### 3 勤務時間外における動員の方法

- (1) 非常体制については、テレビ、ラジオ、スマートフォン等の情報に基づく市職員の自発的参集により動員する。参集の指示は、自発的参集の補完的措置として、連絡手段の使用可能な範囲内において実施する。
- (2) 警戒体制及び準備体制については、参集の指示を行うことにより市職員を動員する。その際、市職員は、テレビ、ラジオ、スマートフォン等の情報に基づき、自らの判断により参集するよう努める。

## 第8節 市職員の参集

市職員は、危機管理体制に関して参集するときは、原則、自己の勤務場所に参集し、所属において、危機管理を実施する。

## 第9節 危機管理に携わる者からの除外

病気、負傷等により危機管理の実施に従事することが困難な市職員、やむを得ない事情により所属長等が除外を相当と認めた市職員（防災業務における体制において、あらかじめ除外を相当と認められた者を含む。）は、危機管理に携わる者から除外する。

## 第10節 勤務時間外における参集対象からの除外

病弱者、身体障害者、妊産婦等で所属長等があらかじめ除外を相当と認めた市職員（防災業務における体制において、あらかじめ除外を相当と認められた者を含む。）は、勤務時間外における参集対象から除外する。なお、これらの市職員は、勤務時間内において、健康上無理のない範囲で、適宜軽作業に従事させることができる。また、当該認定にあたり、養護者は原則として除外を相当と認めることとする。

## 第11節 市職員の職務

市は、危機管理体制ごとに、参集した市職員が行うべき職務を定める。

## 第12節 危機管理の監督

- 1 本部室事務局は、危機管理の実施状況等を確認する必要があると認めるときは、各局室区に対し、その実施状況等に関する報告を求めることができる。
- 2 各局室区は、前条に定める報告を求められたときは、遅滞なく、本部室事務局に対し、その報告をしなければならない。



第3編  
基本取組

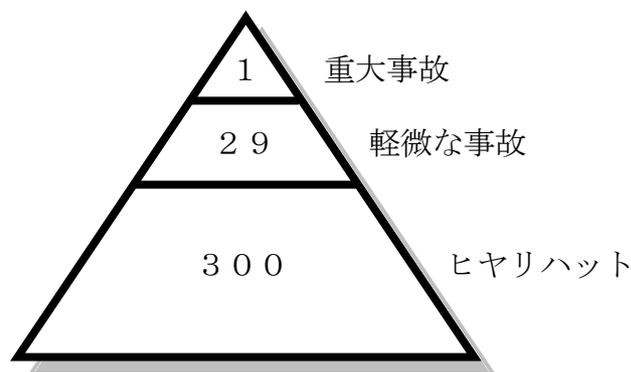
## 第1章 事前の準備

### 第1節 市職員の任務

市職員は、市民全体の奉仕者として、市民から信頼される職員となるよう危機管理意識の高揚に努め、職務の執行に当たっては、危機管理によって得られる公共の利益の保全と増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組む。

#### <危機管理意識の高揚（図4）>

危機管理においては、1件の重大事故の背後には、重大事故に至らなかった29件の軽微な事故が隠れており、さらにその背後には事故寸前だった300件の異常、いわゆるヒヤリハット（ヒヤリとしたりハッとしたりする危険な状態）が隠れているという労働災害の発生確率に関する法則である「ハインリッヒの法則」を参考に、小さな異常を危機事象発生の前兆と捉え、常に危機管理意識を持って職務を遂行することが重要である。



### 第2節 組織体制の整備

市は、本計画で定める組織体制及び体制内における連絡網等の整備に努め、危機事象に対し、的確かつ迅速に対応するために必要な組織体制等の維持に取り組む。

### 第3節 マニュアルの作成

- 1 本部室事務局は、自らの組織及び運営に関し必要な事項について定める「名古屋市危機管理対策本部マニュアル」を作成し、その維持に取り組む。
- 2 各局室区は、必要に応じ、自らの危機管理に関し必要な事項について定める「局室区対応マニュアル」を作成し、その維持に取り組む。
- 3 各局室区は、局室区対応マニュアルを作成しようとするときは、必要に応じ、本部室事務局との調整に努めるものとする。

### 第4節 研修・訓練等の実施

- 1 市は、危機管理に関する研修及び訓練等を実施し、市職員の危機管理意識及び能力の向上に努める。

- 2 市は、実施した危機管理に関する研修及び訓練等の内容及び効果の検証に努め、必要に応じ、その検証の結果をマニュアル等に反映するものとする。

### 第5節 関係機関との連携

市は、危機管理を的確かつ迅速に連携して実施するため、関係機関と平素から密接に連携し、協力体制の強化に努めるものとする。

### 第6節 協定等の締結

市は、危機管理の実施のために関係機関との協定等が必要であると認めるときは、あらかじめ当該関係機関と調整し、その協定等の締結に努めるものとする。

### 第7節 危機事象発生の予兆の情報の収集及び報告

- 1 市は、危機事象発生の予兆に関する情報の収集に努めるものとする。
- 2 各局室区は、危機事象発生の予兆を覚知したときは、本部室事務局に対し、直ちに、その情報を報告しなければならない。
- 3 前条で定める報告の方法は、原則、電話及び電子メール若しくはファクシミリ等により表2に掲げる報告先に行うものとする。
- 4 本部室事務局は、前2条で定める報告を受けたときは、報告をした局室区又は当該危機事象の主たる対応局に対し、その情報の詳細を求めることができる。
- 5 報告をした局室区又は当該危機事象の主たる対応局は、前条の定めによる詳細を求められたときは、本部室事務局に対し、遅滞なく、その詳細をしなければならない。
- 6 前条で定める詳細の方法は、本計画で定める様式1によるものとする。

#### <報告先(表2)>

時間内	危機管理対策本部室事務局	TEL 972-3522	FAX 962-4030
	(防災危機管理局危機対策課)	Email a3522@bosaikikikanri.city.nagoya.lg.jp	
時間外	消防局防災指令センター	TEL 961-0119	FAX 953-0119

### 第8節 予防策の実施

市は、前節の定めによる危機事象発生の予兆を覚知したときは、当該危機事象発生の未然の防止に努めるため、危機事象ごとに有効な予防策を実施する。

### 第9節 市民への広報

市は、前7節の定めによる危機事象発生の予兆を覚知したときは、必要に応じ、市民への被害の防止及び安全確保の促進に努めるため、防災業務における広報に係る媒体を活用するなどにより、社会秩序の維持を図る。

## 第2章 危機事象発生時の対応

### 第1節 危機事象発生情報の収集及び報告

- 1 市は、発生した危機事象に関する情報の収集に努めるものとする。
- 2 各局室区は、危機事象の発生を覚知したときは、本部室事務局に対し、直ちに、その情報を報告しなければならない。
- 3 前条で定める報告の方法は、原則、電話及び電子メール若しくはファクシミリ等により表2に掲げる報告先に行うものとする。
- 4 本部室事務局は、前2条で定める報告を受けたときは、報告をした局室区又は当該危機事象の主たる対応局に対し、その情報の詳報を求めることができる。
- 5 報告をした局室区又は当該危機事象の主たる対応局は、前条の定めによる詳報を求められたときは、本部室事務局に対し、遅滞なく、その詳報をしなければならない。
- 6 前条で定める詳報の方法は、本計画で定める様式1によるものとする。

### 第2節 初動対応

市は、前節の定めによる危機事象の発生を覚知したときは、必要に応じ、その情報の整理及び分析に努め、事態の進行状況等に応じ、市民の安全確保を最優先に、初動における各種対応を実施する。

### 第3節 市民への広報・広聴

市は、危機事象の発生による社会的影響に鑑み、市民の不安の軽減及び混乱の解消に努めるため、防災業務における広報並びに広聴に係る媒体を活用するなどにより、社会秩序の回復を図る。

### 第4節 関係機関との連絡調整・応援要請

市は、平素から連携している関係機関との連絡調整に努め、事態の状況等に応じ、関係機関に対し、危機管理に関する助言、協力、物資の供与並びに人員の派遣など、必要な応援を要請するなどにより、対応力を高める。

### 第5節 被害の把握・諸活動の実施

市は、関係機関と連携し、市域における危機事象の影響による被害の発生及び程度の把握に努め、消防活動、救助・救急医療活動、避難並びに救援・救護活動など、必要な諸活動を実施する。

## 第3章 事後の対策

### 第1節 安全の確認

市は、危機事象への対応が概ね完了し、危機事象が収拾に向かっていると判断できた段階で、関係機関と連携し、安全を確認するものとする。

### 第2節 被害からの回復

市は、必要に応じ、危機事象発生後に生じた市民生活並びに社会経済活動への影響の最小化を目的に、関係機関と協力し、市民生活の早期回復及び自力復興の促進並びに都市機能の円滑な回復に努めるものとする。

### 第3節 被害者支援

市は、必要に応じ、被害者への援助を目的に、被害者の心身の健康及び生活安定に関する相談体制等の整備に努めるものとする。

### 第4節 検証

- 1 市は、必要に応じ、将来的に同様の危機事象が発生した場合の対応に役立てることを目的に、危機事象発生の原因等の解明並びに対応時の課題の整理など、危機事象への対応の総合的な検証に努めるものとする。
- 2 市は、前条で定める検証をしたときは、必要に応じ、その検証の結果をマニュアル等に反映するものとする。
- 3 市は、前1条で定める検証をしたときは、その検証の内容を記録するものとする。



卷 末



危機管理情報報告書（第 報）

報告日時	年 月 日 時 分現在
報告者	所属・役職・氏名
	TEL
	FAX

発生日時	年 月 日 時 分頃
覚知日時	年 月 日 時 分頃
情報源	外部通報・内部通報・現地確認・その他（ ）
発生場所	
事象の概要	
被害の状況	人 死者 名 物的
	的 負傷者 名 的
	被 行方不明者 名 被
	害 合計 名 害
対応の状況 対応の予定	

主 な 危機管理 情報伝達先	部署・機関名	伝達時間	伝達方法
			TEL・Email・FAX
			TEL・Email・FAX
			TEL・Email・FAX

注1：危機事象に関する情報を覚知したときは、本報告書により本部室事務局へ報告すること。

時間内（防災危機対策課）TEL 972-3522 FAX 962-4030 Email a3522@bosaikikikanri.city.nagoya.lg.jp

時間外（消防防災指令センター）TEL 961-0119 FAX 953-0119

注2：FAX送信後は、必ず電話で送信先に着信の確認を取ること。



(平常時)

名古屋市危機管理対策本部員会議の開催（通知）

令和 年 月 日  
名古屋市危機管理対策本部長  
（名古屋市 長）

みだしの会議を開催いたしますので、下記のとおり招集いたします。

記

- 1 日時  
令和 年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで予定
- 2 場所  
災害対策本部室（市役所東庁舎1階）
- 3 招集対象  
名古屋市危機管理対策本部員会議構成員（裏面のとおり）
- 4 議題

（問い合わせ先）  
危機管理対策本部室事務局  
（防災危機管理局危機対策課）  
TEL：052-972-3522（内線：3522）  
Email：a3522@bosaikikikanri.city.nagoya.lg.jp

(平常時) 名古屋市危機管理対策本部員会議構成員

本 部 長	市長
副 本 部 長	副市長
危 機 管 理 監	防災危機管理局長
副 危 機 管 理 監	防災危機管理局次長
健康危機管理監	健康福祉局担当局長 (医務)
本 部 員	会計管理者 市長室長 総務局長 総務局担当局長 (企画調整) 財政局長 スポーツ市民局長 経済局長 観光文化交流局長 環境局長 健康福祉局長 子ども青少年局長 住宅都市局長 緑政土木局長 市会事務局長 監査事務局長 人事委員会事務局長 教育長 選挙管理委員会事務局長 消防局長 上下水道局長 交通局長 中村区長 中区長

※感染症事象に係る構成員を示す。

(非常時)

名古屋市危機管理対策本部員会議の開催（通知）

令和 年 月 日  
名古屋市危機管理対策本部長  
（名古屋市長）

みだしの会議を開催いたしますので、下記のとおり招集いたします。

記

- 1 日時  
令和 年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで予定
- 2 場所  
災害対策本部室（市役所東庁舎1階）
- 3 招集対象  
名古屋市危機管理対策本部員会議構成員（裏面のとおり）
- 4 議題

（問い合わせ先）  
危機管理対策本部室事務局  
（防災危機管理局危機対策課）  
TEL：052-972-3522（内線：3522）  
Email：a3522@bosaikikikanri.city.nagoya.lg.jp

(非常時) 名古屋市危機管理対策本部員会議構成員

本 部 長	市長
副 本 部 長	副市長
危 機 管 理 監	防災危機管理局長
副 危 機 管 理 監	防災危機管理局次長
健康危機管理監	健康福祉局担当局長 (医務)
本 部 員	会計管理者 市長室長 総務局長 財政局長 スポーツ市民局長 経済局長 観光文化交流局長 環境局長 健康福祉局長 子ども青少年局長 住宅都市局長 緑政土木局長 教育長 消防局長 上下水道局長 交通局長

※感染症事象に係る構成員を示す。

(平常時)

名古屋市危機管理対策本部幹事会議の開催（通知）

令和 年 月 日  
名古屋市危機管理対策本部幹事長  
（防災危機管理局担当部長  
（危機対策・危機管理））

みだしの会議を開催いたしますので、下記のとおり招集いたします。

記

- 1 日時  
令和 年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで予定
- 2 場所  
災害対策本部室（市役所東庁舎1階）
- 3 招集対象  
名古屋市危機管理対策本部幹事会議構成員（裏面のとおり）
- 4 議題

（問い合わせ先）  
危機管理対策本部室事務局  
（防災危機管理局危機対策課）  
TEL：052-972-3522（内線：3522）  
Email：a3522@bosaikikikanri.city.nagoya.lg.jp

(平常時) 名古屋市危機管理対策本部幹事会議構成員

本 部 幹 事 長	防災危機管理局担当部長 (危機対策・危機管理)
本 部 副 幹 事 長	防災危機管理局危機対策課長
本 部 副 幹 事 長	健康福祉局健康部保健医療課長
危 機 管 理 調 整 官	防災危機管理局担当課長 (危機対策に係る総合調整)
健康危機管理調整官	健康福祉局健康部感染症対策課長
本 部 幹 事	会計室会計課長 防災危機管理局総務課長 市長室次長 市長室広報課長 総務局総務課長 総務局職員部人事課長 総務局職員部安全衛生課長 財政局総務課長 スポーツ市民局総務課長 スポーツ市民局地域振興部区政課長 経済局総務課長 観光文化交流局総務課長 観光文化交流局観光交流部国際交流課長 環境局総務課長 健康福祉局監査課長 子ども青少年局総務課長 住宅都市局総務課長 緑政土木局担当課長 (道路等の危機管理・水防) 市会事務局総務課長 監査事務局管理課長 人事委員会事務局次長 教育委員会事務局総務部総務課長 選挙管理委員会事務局次長 消防局総務部総務課長 上下水道局経営本部総務部防災課長 交通局営業本部総務部総務課長 中村区区政部総務課長 中区区政部総務課長

※感染症事象に係る構成員を示す。

(非常時)

名古屋市危機管理対策本部幹事会議の開催（通知）

令和 年 月 日  
名古屋市危機管理対策本部幹事長  
（防災危機管理局担当部長  
（危機対策・危機管理））

みだしの会議を開催いたしますので、下記のとおり招集いたします。

記

- 1 日時  
令和 年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで予定
- 2 場所  
災害対策本部室（市役所東庁舎1階）
- 3 招集対象  
名古屋市危機管理対策本部幹事会議構成員（裏面のとおり）
- 4 議題

（問い合わせ先）  
危機管理対策本部室事務局  
（防災危機管理局危機対策課）  
TEL：052-972-3522（内線：3522）  
Email：a3522@bosaikikikanri.city.nagoya.lg.jp

(非常時) 名古屋市危機管理対策本部幹事会議構成員

本部幹事長	防災危機管理局担当部長（危機対策・危機管理）	
本部副幹事長	防災危機管理局危機対策課長	
本部副幹事長	健康福祉局健康部保健医療課長	
危機管理調整官	防災危機管理局担当課長（危機対策に係る総合調整）	
健康危機管理調整官	健康福祉局健康部感染症対策課長	
本部幹事	各部に属する部長、担当部長、課長又は担当課長の職にある者のうちから各部長が指名する者	
	庶務部	総務局 市長室 市会事務局 監査事務局 人事委員会事務局 選挙管理委員会事務局
	経理部	財政局 会計室
	スポーツ市民部	スポーツ市民局
	経済部	経済局
	観光文化交流部	観光文化交流局
	環境部	環境局
	健康福祉部	健康福祉局
	子ども青少年部	子ども青少年局
	住宅都市部	住宅都市局
	緑政土木部	緑政土木局
	学校部	教育委員会事務局
	消防部	消防局
	上下水道部	上下水道局
交通部	交通局	

※感染症事象に係る構成員を示す。

